

島生企甲第2038号
平成31年1月28日

各警察署長 殿

保存期間	10年
------	-----

島根県警察本部長

猟銃等講習会の開催月について（例規通達）

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の規定に基づく猟銃等講習会については、猟銃等講習会の開催月について（昭和59年9月20日島保第515号本部長例規通達。以下「旧例規通達」という。）により年間の開催月を定めて実施しているところであるが、猟銃等所持者の減少に伴い受講者が減少していることから、講習会の開催回数を見直し、新たに別表のとおり定め、平成31年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規通達は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

別表

猟銃等講習会開催予定表

1 経験者講習会

月 会場	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
松江会場	○						○					
安来会場		○										
雲南会場					○						○	
出雲会場						○						
大田会場								○				
川本会場			○							○		
浜田会場					○							○
益田会場						○			○			
津和野会場				○								
隠岐の島会場							○					

備考 各月の開催日は会場借上げ等の都合により前後するが、おおむね県東部（大田会場以东。隠岐の島会場を含む。）を第2水曜日、県西部を第4水曜日を基準日として開催する。

2 初心者講習会

月 会場	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
松江会場						○				○		
浜田会場				○					○			
隠岐の島会場							○					

備考 隠岐の島会場は、経験者講習に併せて開催する。